

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年 1月14日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし

区分Ⅱ： 該当なし

区分Ⅲ： 該当なし

その他： 9件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋高電導度廃液系サンプ(B)出口流量計において、指示不良(サンプ(B)停止中に指示が24~25m <sup>3</sup> /h出ている)が認められたため、当該流量計を点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	非常用ディーゼル発電設備A機関入口潤滑油圧力指示計及び、動弁注油圧力指示計点検において、指示不良(基準圧力模擬入力による基準指示までの上昇時間が通常1秒以内に対し、約10~15分かかる)が認められたため、当該指示計を点検・修理。	GⅢ	
3	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備動弁注油圧力指示計点検において、指示不良(基準圧力模擬入力による基準指示までの上昇時間が通常1秒以内に対し、約10~15分かかる)が認められたため、当該指示計を点検・修理。	GⅢ	
4	2号機	原子炉建屋付属棟(非管理区域)地下1階南側入口扉において、ドアノブ破損(扉開閉可能)が認められたため、当該ドアノブを修理。	対象外	
5	2号機	非常用ディーゼル発電設備A室北側水密扉開閉表示センサーにおいて、折損が認められたため、当該センサーを点検・修理。	GⅢ	
6	3号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器バイパス温度制御弁(A)駆動用エアレシーバタンク安全弁において、空気漏れが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
7	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備付属機器ライン計装元弁において、作動不良(弁が「開」状態にて固着している)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
8	3号機	サブプレッションプール水監視系において、「サブプレッションプール水A温度高高」及び「サブプレッションプール水A温度高」警報装置が発生したため、サブプレッションプール水温度記録計にて温度を確認したが、温度上昇は認められなかったため、当該警報関係計器を点検・修理。	GⅢ	
9	3号機	漏えい検出系各所機器設置区域差温度記録計において、印字不良(日付が一部印字されない)が認められたため、当該記録計を点検・修理。	GⅢ	